

2002年11月29日

株式会社日本レジストリサービス  
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会  
委員長 後藤 滋樹

## 答申書

「JPドメイン名の登録管理業務に関する方針(JPRS-ADV-2002001)」について答申する。

## 主文

本委員会では、JPRSからのJPドメイン名の登録管理業務に関する諮問を受け、これまでのJPNICにおける検討を参考にしながら、社会的な要請をもとに、以下の4項目を重要項目として検討した。

1. 情報公開と個人情報保護
2. 登録規則、契約体系の見直し
3. JPドメイン名の枠組み
4. JPドメイン名登録管理の構造

登録規則の見直しにあたっては、以下の方針に基づいて進めるべきである。

### 1. 情報公開と個人情報保護

#### 課題

ドメイン名の登録情報は、インターネットの自律分散的なトラブル解決を目的として公開することが世界的に原則とされている。しかし、個人がドメイン名を登録するようになって、登録情報の中に個人情報も含まれるようになってきており、その情報の保護を求める要請がでてきた。そのため、公開の原則と個人情報の保護を両立させることが必要になってきた。

#### 答申

登録情報は公開を原則とする。ただし、個人情報は保護されるように配慮することが望ましい。

個人情報 を非公開にした場合であっても、トラブル解決のために、登録者に対して第三者から適切に連絡がとれたり、非公開情報を開示するようなしくみを用意しておくべきである。

## 2. 登録規則・契約体系の見直し

### 課題

現在の JPドメイン名の登録に関する規則・契約体系の原型が形作られた当時と比べると、レジストリと登録者や指定事業者との関係が自立的な協調に基づくものから商業的な契約に基づくものへと変化してきており、それぞれの役割と責任の明確化が必要となってきた。

### 答申

登録者や指定事業者の現在の状況を踏まえ、登録者・指定事業者・レジストリの役割と責任を明確にした規則・契約体系を構築すべきである。

## 3. JPドメイン名の枠組み

### 3-1 ローカルプレゼンス(国内住所要件)

#### 課題

現在、登録者のローカルプレゼンス(国内住所要件)を登録要件として課しているが、これを継続して要件とするか。

特に、日本を商圏とする海外企業、海外居住の日本人、日本人学校から出されている JPドメイン名登録要望に応えるかどうか。

#### 答申

日本のインターネットユーザが JPドメイン名を登録する機会を可能な限り維持するため、ローカルプレゼンス(国内住所要件)は登録要件として維持すべきである。したがって、日本を商圏とする海外企業に対しては JPドメイン名の登録を認めるべきではない。ただし例外として、海外居住の日本人、日本人学校については、合理的な運用手段が確立できた時点で登録を可能にするのが望ましい。

### 3-2 属性型・地域型 JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

#### 課題

現在、属性型・地域型 JPドメイン名においては1組織1ドメイン名の原則を設けているが、これを継続して原則とするか。

企業合併や紛争処理により1組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に1組織1ドメイン名の原則をどう適用するか。

## 答申

1組織1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を1対1で結びつけ、属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、属性型・地域型 JP ドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。また、ローカルプレゼンスが要件であることと合わせてサイバースクワッティングのような不正な登録を防いでいる。そのため、1組織1ドメイン名の原則は、維持すべきである。

企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである。紛争処理の結果複数ドメイン名を登録する状況となった場合も、運用可能なドメイン名は1つとし、再度の紛争を防ぐために複数ドメイン名の登録を認めるといふ、現在の方針を維持することが望ましい。

### 3-3 現在の属性の見直し、新属性の導入

#### 課題

最初の属性種別設置から10年以上が経過し、ドメイン名の利用者の種類が拡大したため、JP ドメイン名の属性種別の位置づけと役割を現状に照らし合わせて再確認する必要がある。

また、属性種別の新設について、手順と基準を明らかにする必要がある。

#### 答申

現在設けている属性種別については当面見直す必要はないが、今後社会的情勢に合わせて適切な対応をとるべきである。

新たな属性種別の設置については、社会的な意見を反映することができる手順を踏むべきである。

### 3-4 登録資格不適合のドメイン名の扱い

#### 課題

登録資格を満たしていない状態となっているドメイン名が存在しているために、それが紛争を引き起こしたり、紛争時の円滑な処理を阻害したりしている。また、登録情報の信頼性低下により、円滑な運用が阻害されている。そのため、登録資格不適合のドメイン名への対応と、今後そのようなドメイン名の発生を防ぐ方策が必要である。

#### 答申

登録資格不適合のドメイン名は原則取消とすべきである。ただし、登録情報の更新がなされていないことによって不適合となっているものについては、最新の情報への更新を促すべきである。また、登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである。

ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、現実的に可能な範囲で登録資格の確認手続きの強化を検討すべきである。

## 4. JPDメイン名登録管理の構造

### 4-1 登録資格審査業務の委任・委託

#### 課題

JPドメイン名の登録資格審査業務の効率化と正確性向上の手段として、現在レジストリが行っている属性型・地域型JPドメイン名の登録資格審査業務を、他組織に委任・委託すべきか。

#### 答申

登録資格審査業務の効率化と正確性向上を図ることができる適切な組織がある場合には、登録資格審査業務の委任・委託を検討すべきである。

### 4-2 指定事業者の選定および契約終了に関する基準

#### 課題

JPドメイン名の登録管理業務の要である指定事業者のサービス品質を維持させ、登録者を保護するために、指定事業者の選定および契約終了に関する基準が必要である。

#### 答申

現在、特に問題がなければ指定事業者契約を締結するという方針をとっているが、今後は技術サポートを含めたサービス品質が必要なレベル以上であることを確認した上で、指定事業者として契約するという対応が望ましい。

また、指定事業者の能力や規模に応じて、JPドメイン名登録管理業務の委任・委託内容の多様化を検討すべきである。

サービス品質が著しく低下した指定事業者は、契約終了等の措置を行うべきである。

## 答申の詳細

## 第1章 検討課題

JPドメイン名の登録管理業務を担うレジストリは、民間企業である株式会社日本レジストリサービス(JPRS)であるが、ドメイン名の登録管理は公平性および中立性を常に意識して行われなければならない。また、インターネット社会の中で刻々と変化するユーザや社会の要望などに対応していくことが必要となる。2002年4月の社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)からの業務移管は、このような状況の変化に機動性を持って柔軟に対応できることを一つの目的としている。

現在のJPドメイン名の登録管理業務は、JPNICにおいて築き上げられた枠組みを元に行われている。これまでのJPNICにおける検討を参考にしながら、社会的な要請と照らし合わせて何が課題であるのかを洗い出し、以下の4項目を重要項目として検討した。

1. 情報公開と個人情報保護
2. 登録規則、契約体系の見直し
3. JPドメイン名の枠組み
4. JPドメイン名登録管理の構造

なお、「属性型JPドメイン名」については将来的に「組織種別型JPドメイン名」とその名称を変更することが検討されており、現在の正式名称は「属性型(組織種別型)JPドメイン名」となっているが、本答申書においては便宜上「属性型JPドメイン名」と記述している。

## 第2章 各課題における今後のあり方

### 1. 情報公開と個人情報保護

ドメイン名の登録情報は、インターネットの自律分散的なトラブル解決を目的として公開することが世界的に原則とされている。しかし、個人がドメイン名を登録するようになって、登録情報の中に個人情報も含まれるようになってきており、その情報の保護を求める要請がでてきた。そのため、公開の原則と個人情報の保護を両立させることが必要になってきた。

ドメイン名の登録情報に含まれる個人情報の取り扱いについては、国際的な方向性や、国内の法制度との整合性を保たなければならない。ドメイン名に関しては、そのドメイン名を登録し、情報をレジストリデータベースに登録している者（登録者）と、実際にドメイン名を運用・利用している者（運用者）が存在し、この二者は同じこともあれば別々であることもある。レジストリとして管理している情報は登録者に関するものであり、レジストリの責任としての個人情報の保護について検討しなければならないものはこの登録者の情報である。運用者の情報についてはレジストリはそれを知る立場にはなく、その情報を持ち得ないので、運用者に関する情報の取り扱いについてはレジストリとしては関与できないものであることを認識しておくことが必要である。

登録情報の公開はインターネットの運用者及び利用者から必要とされている。このため、登録情報は公開を原則とする。ただし、個人情報は保護されるように配慮することが望ましい。

個人情報を非公開にした場合であっても、トラブル解決のために、登録者に対して第三者から適切に連絡がとれたり、非公開情報を開示するような仕組みを用意しておくべきである。

JP ドメイン名のレジストリデータベースに登録されるドメイン名登録情報を提供する目的は、以下の通りと考えられる。なお、ここで用いる「公開」と「開示」という用語は、「JPRS における JP ドメイン名登録情報の取り扱いについてのポリシー」における定義に従い、「公開」とは WHOIS 検索サービスおよびウェブページを介して不特定多数のインターネットユーザに情報を提供することを指し、「開示」とは開示請求の手続きを経たユーザに対して適当な手段により情報を提供することを指す。

- (1) ドメイン名の登録希望者が、希望するドメイン名の登録可否を確認するために、ドメイン名の登録状態に関する情報を公開する。
- (2) ネットワーク運用上のトラブルの発生に備えて、ドメイン名の登録者が誰であり、その連絡先はどこであるかという情報を公開する。
- (3) ドメイン名を利用したサービスや情報提供を受ける消費者を保護する立場から、ドメイン名の登録者が誰であるかという情報を公開する。
- (4) 登録者が、自己の登録情報を確認できるようにするために開示する。

- (5) JP ドメイン名の登録が、規則に定められた通り行われていることを公に示すために、ドメイン名の登録者に関する情報を開示する。
- (6) ドメイン名登録、およびその利用に関して知的財産紛争などのトラブルが発生した際、その登録者を特定するために、ドメイン名の登録者に関する情報を開示する。
- (7) 学術研究や各種調査・分析の目的のために、必要な情報を開示する。

登録情報は、ドメイン名の登録に関する紛争、特に知的財産権に関する紛争等を解決するためには必要不可欠な情報であり、非公開となっている場合でも情報請求者の確認、およびその目的を確認するという手続きを経た上で、必要な情報が開示されなければならない。ただし、情報の開示にあたっては、確立された手続きや一定のコスト負担など、濫用を防ぐための措置が必要である。

以上の、登録情報の利用目的と、その公開・開示の手続き、およびデータエスクロー等その他の取り扱いについては、事前に本人に対して情報の取り扱いに関する規定として示される必要がある。JP ドメイン名の登録は、登録者がこの情報の取り扱いを認めた上で行われなければならない。

また、登録された情報が最新の状態に保たれないことは、前述の(1)から(7)までの目的を達することができないという問題につながる。この問題は、レジストリだけでなく、指定事業者、登録者までも含んだ、JPドメイン名の登録管理の枠組み全体で協調して取り組むことが必要である。

## 2. 登録規則、契約体系の見直し

現在の JPドメイン名の登録に関する規則・契約体系の原型が形作られた当時と比べると、レジストリと登録者や指定事業者との関係が自立的な協調に基づくものから商業的な契約に基づくものへと変化してきており、それぞれの役割と責任の明確化が必要となってきた。

登録者や指定事業者の現在の状況を踏まえ、登録者・指定事業者・レジストリの役割と責任を明確にした規則・契約体系を構築すべきである。

新たな規則・契約体系の構築は可能な限り早急に行うべきであるが、現在の体系が長期にわたって浸透しているため、登録者や指定事業者の間に混乱を引き起こさないよう、十分な周知徹底を行うことが必要不可欠である。

## 3. JPDメイン名の枠組み

### 3-1 ローカルプレゼンス(国内住所要件)

現在、登録者のローカルプレゼンス(国内住所要件)を登録要件として課しているが、これを継続して要件とするか。



特に、日本を商圏とする海外企業、海外居住の日本人、日本人学校から出されている JP ドメイン名登録要望に応えるかどうか。

まず、JP ドメイン名は日本のドメイン名であり、日本のインターネットユーザのために提供するドメイン名である。現在までに築き上げてきた JP ドメイン名の信頼性は世界的にも誇る事ができるものであり、この信頼性を崩すような方策は採るべきではない。

日本のインターネットユーザが JP ドメイン名を登録する機会を可能な限り維持するため、ローカルプレゼンス(国内住所要件)は登録要件として維持すべきである。

したがって、日本を商圏とする海外企業に対しては JP ドメイン名の登録を認めるべきではない。海外企業等は、各国の ccTLD や gTLD など他のドメイン名を用いることができ、JP ドメイン名のローカルプレゼンス要件によって JP ドメイン名の登録ができないということが、その企業等のインターネット上での活動を制限することにはならない。

ただし例外として、海外居住の日本人、日本人学校については、合理的な運用手段が確立できた時点で登録を可能にするのが望ましい。

### 3-2 属性型・地域型 JP ドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

現在、属性型・地域型 JP ドメイン名においては1組織1ドメイン名の原則を設けているが、これを継続して原則とするか。  
企業合併や紛争処理により1組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に1組織1ドメイン名の原則をどう適用するか。

1組織1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を1対1で結びつけ、属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、属性型・地域型 JP ドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。また、ローカルプレゼンスが要件であることと合わせてサイバースクワッシングのような不正な登録を防いでいる。そのため、1組織1ドメイン名の原則は、維持すべきである。

企業において登録され利用されるドメイン名は、多くの顧客・消費者・インターネットユーザを対象として様々なサービスに活用されるため、合併や買収の際にいずれかのドメイン名を廃止しなければならないとすると、登録者である企業と、そのドメイン名を利用する多くのユーザに大きな影響を与えることになる。そのため、企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである。

紛争処理の結果複数ドメイン名を登録する状況となった場合も、運用可能なドメイン名は1つとし、再度の紛争を防ぐために複数ドメイン名の登録を認めるという、現在の方針を維持することが望ましい。

### 3-3 現在の属性の見直し、新属性の導入

最初の属性種別設置から10年以上が経過し、ドメイン名の利用者の種類が拡大したため、JP ドメイン名の属性種別の位置づけと役割を現状に照らし合わせて再確認する必要がある。  
また、属性種別の新設について、手順と基準を明らかにする必要がある。

現在の属性種別については、その位置づけを社会情勢の変化に対応させながら登録資格の変更、属性種別の新設が行われてきており、現状においてもそれぞれの組織種別ごとにその組織をあらわすドメイン名として登録され利用されつつづけている。調査結果によれば属性種別ごとに定められた登録資格要件のもとで社会的なニーズを受け止めており、その必要性は依然として十分にあると考えられる。NE.JP ドメイン名と GR.JP ドメイン名についても、新規登録数の減少はありながら、その重要性はますます増大していると言える。したがって、現在設けている属性種別については当面見直す必要はないが、今後社会的情勢に合わせて適切な対応をとるべきである。

新たな属性種別の設置については、その属性種別に対して社会的な要請があり、新設の意義が登録者・利用者・インターネットコミュニティにとって受け入れられるものであり、かつ、新設したドメイン名が有効に活用される場合には、その導入を検討すべきである。また、新たな属性種別の設置については、本委員会への諮問やパブリックコメントの募集など、何らかの形で社会的な意見を反映することができる手順を踏むことが必要である。

### 3-4 登録資格不適合のドメイン名の扱い

登録資格を満たしていない状態となっているドメイン名が存在しているために、それが紛争を引き起こしたり、紛争時の円滑な処理を阻害したりしている。また、登録情報の信頼性低下により、円滑な運用が阻害されている。そのため、登録資格不適合のドメイン名への対応と、今後そのようなドメイン名の発生を防ぐ方策が必要である。

登録資格不適合のドメイン名は原則取消とすべきであるが、以下のように登録情報の更新がなされていないことによって不適合となっているものについては、最新の情報への更新を促すべきである。また、登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである。

- (1) 登録情報が更新されていないために不適合となっているもの
  - 登録者もしくは指定事業者が登録情報の更新を怠ったために、実態としては登録資格を満たす登録者が、レジストリデータベースの登録上は登録資格を満たさない状態となっているものについては、登録情報を実態と合わせた最新の状態に更新することで、登録資格に適合した状態とすべきである。

(2) 登録規則の改訂により不適合になっているもの

- 登録時の登録規則に適合していたにも関わらず、その後の規則改定により、現行の登録規則に対して不適合となってしまったものについては、そのドメイン名の削除が登録者およびそのドメイン名を利用するユーザに与える影響を考慮し、引き続き登録を維持することが適当である。

OR.JPドメイン名に含まれるネットワークサービス(現行規則ではNE.JPドメイン名としての登録となる)や任意団体(現行規則ではGR.JPドメイン名としての登録となる)等がこれにあたる。

以上のようなものも含め、現在登録されているドメイン名において登録資格不適合となっているものを調査し、それらへの対処を進めていく必要がある。ただし、登録されているすべてのJPドメイン名に対して、それらが登録資格を満たしているかどうかを様々な可能性を想定しながら網羅的に検証することは、現実的に不可能に近い。検証のための企業データベースなどの利用についても、国内に存在するすべての企業を網羅できるわけではなく、登録資格の有無を判断するに足りる十分な情報を得ることができない。また、JPドメイン名の登録者は企業に限らず、政府組織や大企業から個人に至るまで様々であり、機械的に調査を行うことは難しい。

大きなコストをかけて全体の中でわずかな数の登録資格不適合ドメイン名を一斉調査することは、他のほとんどすべての登録資格を満たすドメイン名の管理コストを押し上げることにつながるため、JPドメイン名全体としての不利益となる。登録資格不適合ドメイン名の調査は現実的に可能な範囲で進め、随時対応を行っていくべきである。

また、今後このような登録資格不適合ドメイン名を発生させないためには、ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、登録資格の確認が正しく行えるようにすべきである。しかし、登録情報の適切な更新が行われなかったことによる登録資格不適合ドメイン名が発生していることからわかるように、手続きが利便性を著しく損なうものであってはならない。ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、現実的に可能な範囲で登録資格の確認手続きの強化を検討すべきである。JPドメイン名の登録管理はレジストリだけでなく、登録者・指定事業者まで一体となって行われるものであり、指定事業者に対しても登録者の情報の確認を求めるなど、協力を求めていくことが必要である。

#### 4. JPドメイン名登録管理の構造

##### 4-1 登録資格審査業務の委任・委託

JPドメイン名の登録資格審査業務の効率化と正確性向上の手段として、現在レジストリが行っている属性型・地域型JPドメイン名の登録資格審査業務を、他組織に委任・委託すべきか。

登録資格審査業務の効率化と正確性向上を図ることができる適切な組織がある場合には、登録資格審査業務の委任・委託を検討すべきである。

LG.JPドメイン名においてはこの観点からの検討により、登録資格審査業務を取扱指定事業者が行うものとしているが、他の属性種別においてもその可能性についての検討を進めていくべきである。

#### 4-2 指定事業者の選定および契約終了に関する基準

JPドメイン名の登録管理業務の要である指定事業者のサービス品質を維持させ、登録者を保護するために、指定事業者の選定および契約終了に関する基準が必要である。

指定事業者はJPドメイン名の登録管理における要であり、そのサービス品質はJPドメイン名全体にとって非常に重要である。JPRSはレジストリとして指定事業者のサービス品質を管理する必要がある。現在、特に問題がなければ指定事業者契約を締結するという方針をとっているが、今後は技術サポートを含めたサービス品質が必要なレベル以上であることを確認した上で、指定事業者として契約するという対応が望ましい。

また、指定事業者の能力や規模に応じて、JPドメイン名登録管理業務の委任・委託内容の多様化を検討すべきである。JPドメイン名の登録管理のサービス品質を全体として向上させ、JPドメイン名登録者およびインターネットユーザにとっての利益を向上させていくためにはどのような管理構造が必要であるのか、ということを中期的な課題として検討を進めるべきである。

指定事業者となった後もそのサービス品質の維持・向上は重要であり、登録者に対して十分なサポートが行えているか、クレームは発生していないか、申請手続きは誤りなく行われているか、ネームサーバの設定は技術的に正しく行われているか、などの事柄を随時確認する必要がある。サービス品質が著しく低下した指定事業者は、契約終了等の措置を行うべきである。ただし、このような場合には、その指定事業者が管理しているJPドメイン名と登録者を保護することも必要である。

## JPドメイン名諮問委員会 委員名簿

## JPドメイン名諮問委員会 委員名簿

(2002年11月29日現在 五十音順、敬称略)

氏名	所属
委員長 後藤 滋樹	早稲田大学工学部情報学科 教授
副委員長 松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科 教授
委員 飯塚 久夫	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 取締役 先端 IP アーキテクチャセンタ所長
〃 潮田 壽彌	味の素株式会社 代表取締役専務
〃 加藤 真代	主婦連合会 参与
〃 下浦 敏治	富士通株式会社 ネットワークサービス本部 本部長代理